

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

一般に福祉というと、高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉などといった対象者ごとに分かれた支援制度を思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。しかし、福祉とは一部の困っている人に対する支援だけではなく、全ての人に等しくもたらされるべき「しあわせ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを指します。

そして、私たちの住むまちでは、一人ひとりの町民と地域とのつながりの希薄化やひきこもり、子育て世帯の孤立化、高齢者世帯の増加など、さまざまな地域課題がこのコロナ禍において、さらに浮き彫りとなってきています。このように多様化している課題に対して、地域の人と人とのつながりを大切にして、お互いに助け合う仕組みをつくることが「地域福祉」という考え方です。

「地域福祉」とは、すべての町民が安心して生活が送れるよう、町民、事業者、各種団体、社会福祉協議会、行政が、それぞれの役割を果たしながら地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むことをいいます。

2 地域福祉の必要性について

少子高齢化や核家族化による高齢者世帯や単身世帯の増加に伴う社会的孤立や、引きこもりの長期化・高齢化により高齢の親が無職の子の生活を支えている問題（8050問題）、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を未成年者が行う問題（ヤングケアラー）など地域に暮らす市民の生活課題は複雑化・多様化しています。

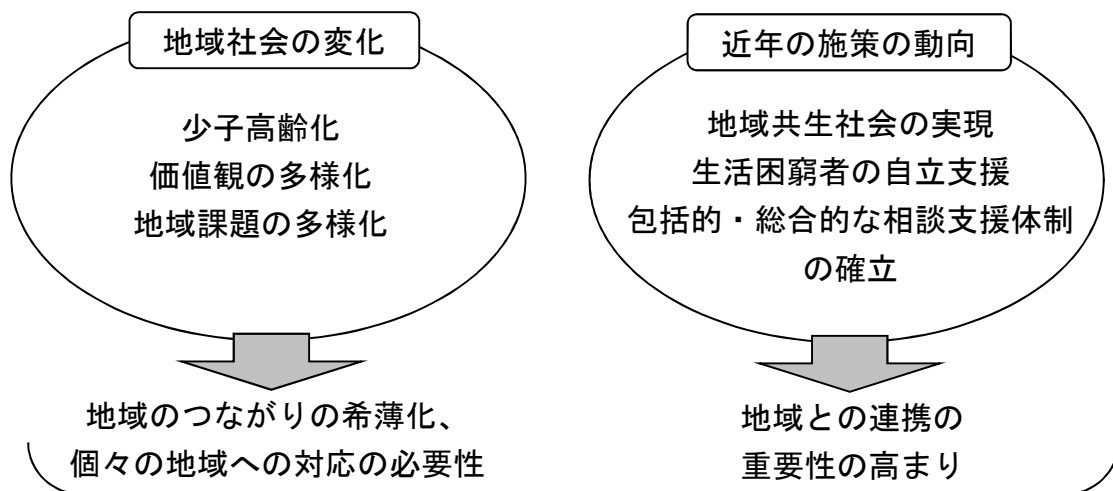
さらに、人々の価値観や働き方も変わってきたことにより、地域生活における隣近所との日常的な関わりやふれあいの機会が減少し、地域における人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。

そのような生活課題は、日常的な身の回りのことから緊急時に関するものまで多種多様であり、公的サービスだけでカバーすることが難しくなっています。

加えて、令和元年度末から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に伴う「密集」「密接」「密閉」の3密回避などにより生活様式が一変し、新しい生活様式が人との関わりに多大な影響を及ぼすことになりました。ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応するため、様々な活動や人との関わりと新しい生活様式を両立していく取り組みが必要となってきました。

そこで重要となるのが、地域の中での助けあいや支えあいである「互助・共助」です。高齢者や障害者など、特定の人を対象ではなく、そこに暮らす全ての人が暮らしやすい地域をつかっていく必要があります。

地域福祉ではさまざまな課題に対応するため、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政など、従来の福祉の枠を超えた幅広い分野、行政と住民の連携が必要であり、地域福祉の観点からまちをつくっていくことが重要です。



行政だけでは対応しにくくなっており、**互助・共助が重要です！**
(地域住民同士の協力)

3 計画策定の目的

地域福祉の推進には、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助・互助・共助・公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」の推進が重要となります。

近年、高齢者や子育てに悩む保護者の孤立、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー等が社会問題となっており、地域での見守りが一層重要となっています。また、集中豪雨による河川の氾濫などの水害等の大規模な災害が多発しており、災害時の避難等に手助けを必要とする災害時要配慮者*に対する地域での対策が大きな課題となっています。

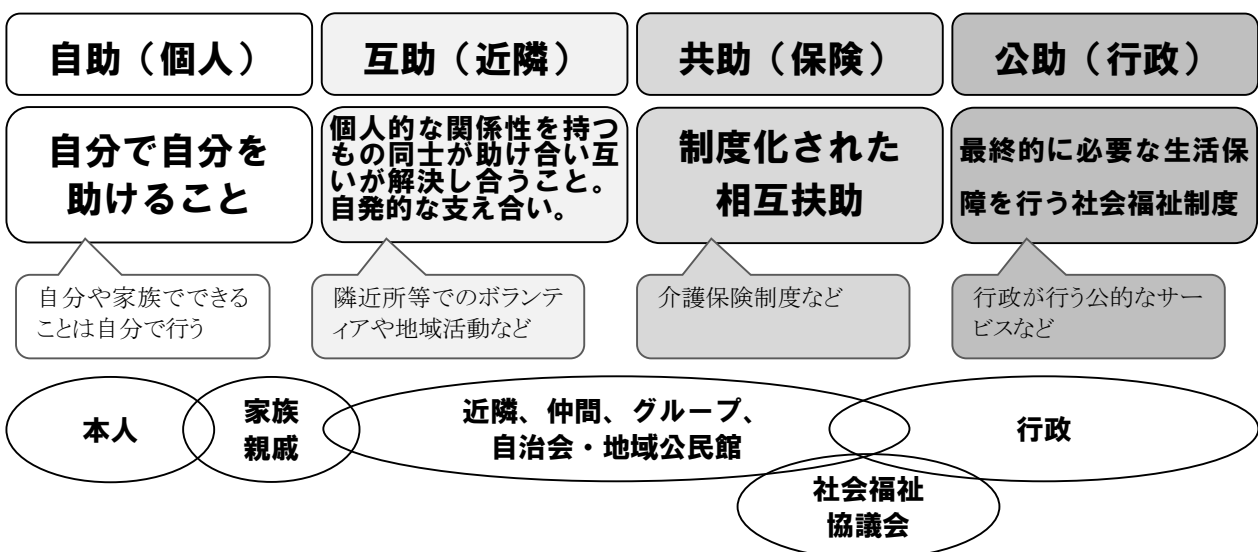
このように多様化している生活課題の解決に向けては、「公助」である公的サービスだけでなく「互助」や「共助」の役割が大きくなっています。「互助」は、地域の中でのボランティアや地域活動、「共助」は制度化された地域ぐるみの助けあいや支えあいを意味しており、これらを推進していくために行政と住民が協力することが必要不可欠となっています。

そこで大泉町・大泉町社会福祉協議会では、地域での助けあいや支えあいを進めていくために2018（平成30）年3月に「第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」を策定し、住民とともに取り組みを進めてまいりました。このたび計画期間が終了し、今後想定される新たな課題に対応していくため、2023（令和5）年に「第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」を策定します。

なお、本計画においては、地域福祉と一体的に展開することが望ましいものとして下記の計画を一体的に策定します。

- 大泉町成年後見制度利用促進基本計画
- 大泉町再犯防止推進計画

■「自助」「互助」「共助」「公助」のイメージ



*災害時要配慮者：災害時に高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画とは、社会福祉法に基づき、「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる行政計画です。

■ 社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2)地域福祉活動計画

地域福祉活動計画とは、町民主体の理念のもとに、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の活動・行動計画です。

■社会福祉法（抄）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員員の総数の五分之一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

5 計画の位置づけ

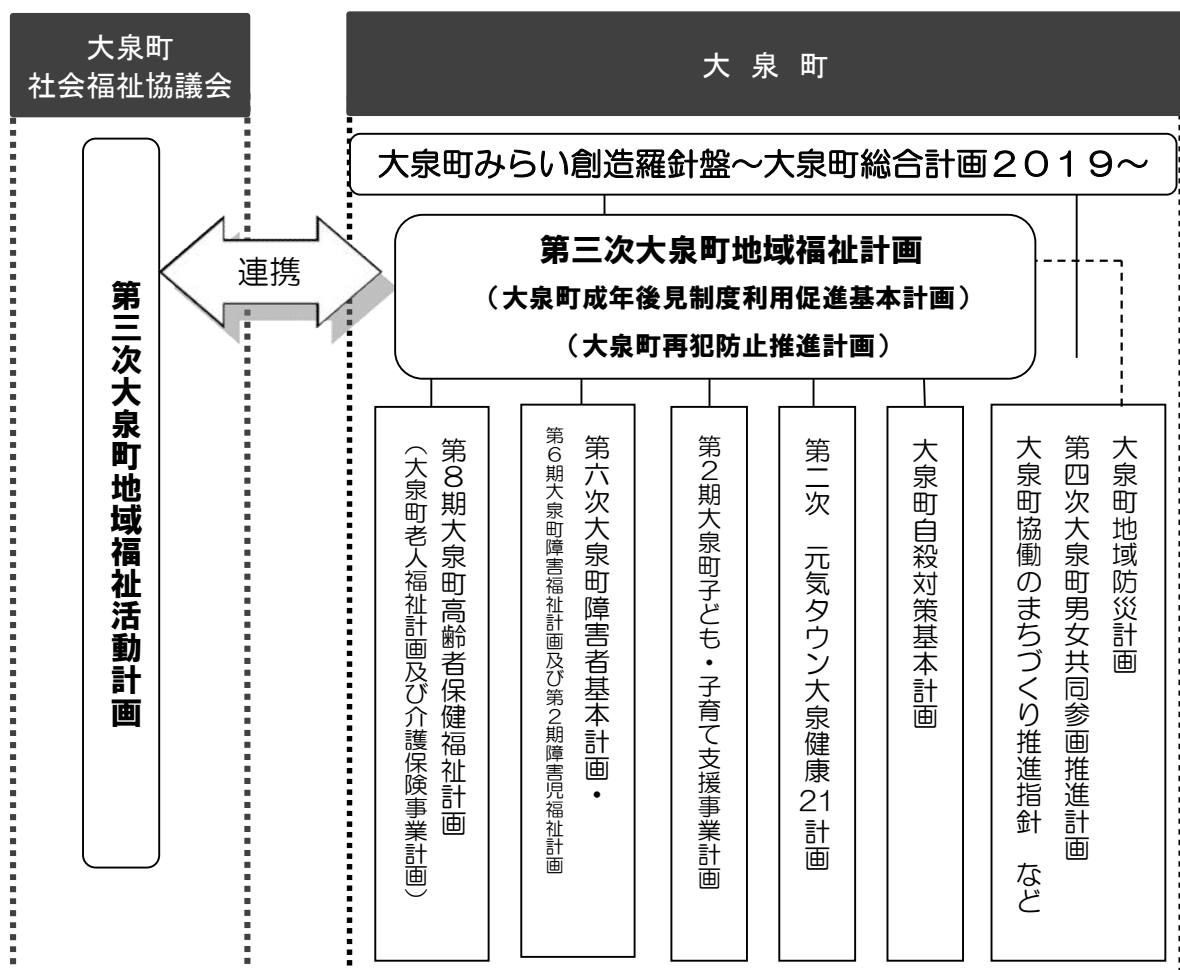
「大泉町地域福祉計画」は、町政運営の基本方針である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の部門別計画としての性格をもっています。

高齢者、障害者、子どもなどの福祉に関連する町の関連分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、町民主体のまちづくりや町民参加を促し、町民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

また、「大泉町地域福祉活動計画」は、大泉町社会福祉協議会が中心となって策定するものであり、町民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPO法人などが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく「互助・共助」の性格をより明確にした計画です。

本町では、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有しながら、町と社会福祉協議会とが連携し、地域の社会資源の発掘と社会福祉協議会のノウハウを活かしながら実践に移せるよう、2つの計画を一体的に「第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」として策定しました。

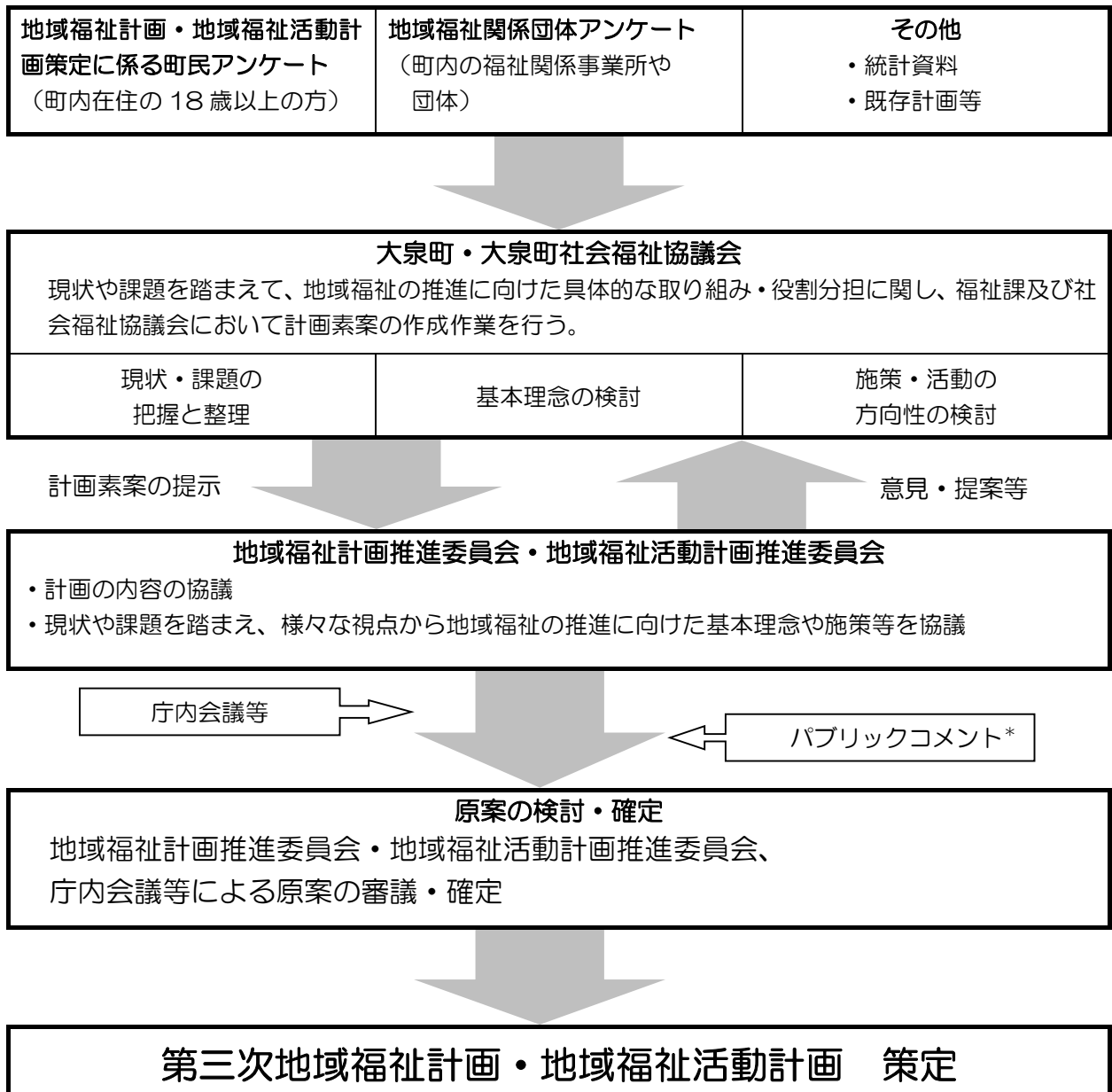
■ 計画の位置づけ



6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めます。

■ 計画策定体制・流れ



* **パブリックコメント**：重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み

7 計画の期間

本計画の期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とし、社会情勢や住民ニーズの変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

2023（令和5） 年度	2024（令和6） 年度	2025（令和7） 年度	2026（令和8） 年度	2027（令和9） 年度
第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画 （大泉町成年後見制度利用促進基本計画） （大泉町再犯防止推進計画） 【2023年度～2027年度】				
第8期大泉町高齢者保健福祉計画（大泉町老人福祉計画及び介護保険事業計画） 【2021年度～2023年度】				
第六次大泉町障害者基本計画 【2021年度～2026年度】				
第6期大泉町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 【2021年度～2023年度】				
第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画 【2020年度～2024年度】				
第二元気タウン大泉健康21計画 【2014年度～2023年度】				
大泉町自殺対策基本計画 【2019年度～2023年度】				